

## 1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条で、「市町村はその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされており、計画には一般廃棄物の発生量や処理量の見込み、排出抑制のための方策、適正な処理に関する基本的事項を定めるものとし、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

## 2 現行計画策定後(2016年度以降)の社会情勢等

- 2018年 第四次循環型社会形成推進基本計画(国)  
地方公共団体や事業者など各主体の連携のもと、3Rの推進など国内外における循環型社会の形成を推進する総合的な施策を一体的に実行していくための計画
- 2019年 プラスチック資源循環戦略(国)  
海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化などの課題に対応するため、3Rとプラスチックの再生利用を基本原則とした資源循環を総合的に推進するための戦略
- 2020年 容器包装リサイクル法の改正  
レジ袋の有料化

## 3 現行計画の基本方針

- (基本方針1) 市民・事業者・市が連携した3R運動の推進  
 主な事業 ○ 3R推進事業  
 ○ 資源物回収活動の活性化推進事業  
 ○ ホームフードリサイクルグリーン事業
- (基本方針2) ごみの減量化及び資源化の推進・拡充  
 主な事業 ○ 資源化推進事業(金属類、古紙類・スプレー缶類等)  
 ○ 小型家電リサイクル事業
- (基本方針3) 適正な収集運搬・処理・処分の実施  
 主な事業 ○ 家庭ごみの高齢者等戸別収集サービス(まごころ収集)事業  
 ○ 新南部清掃工場(ごみ焼却施設・バイオガス施設)整備・運営事業
- (基本方針4) 不法投棄の取り締まり強化  
 主な事業 ○ 廃棄物指導員設置事業  
 ○ 事業系ごみ減量推進事業

## 4 現行計画の数値目標の評価

上記の基本方針に基づく施策を推進するため、数値目標を定め、評価を行っている。現時点での評価は、下表のとおり、「ごみ排出量」及び「資源化率」はあまり達成されていないが、「最終処分量」は、概ね達成されている。

	基準年度(X) (H26年度)	現況(Y) (R元年度)	評価 進捗率	目標年度(Z) (R3年度)
ごみ排出量	224,000 t	212,695 t	C 28.3%	184,000 t
資源化率	15.4%	15.2%	C ▲3.1%	21.8%
最終処分量	34,000 t	29,216 t	B 68.3%	27,000 t

### 【評価】

環境基本計画の評価基準を準用

A(72%以上):十分に達成

B(56~72%):概ね達成

C(56%未満):あまり達成されていない

### 【進捗率の計算方式】

$$\frac{Y - X}{Z - X}$$

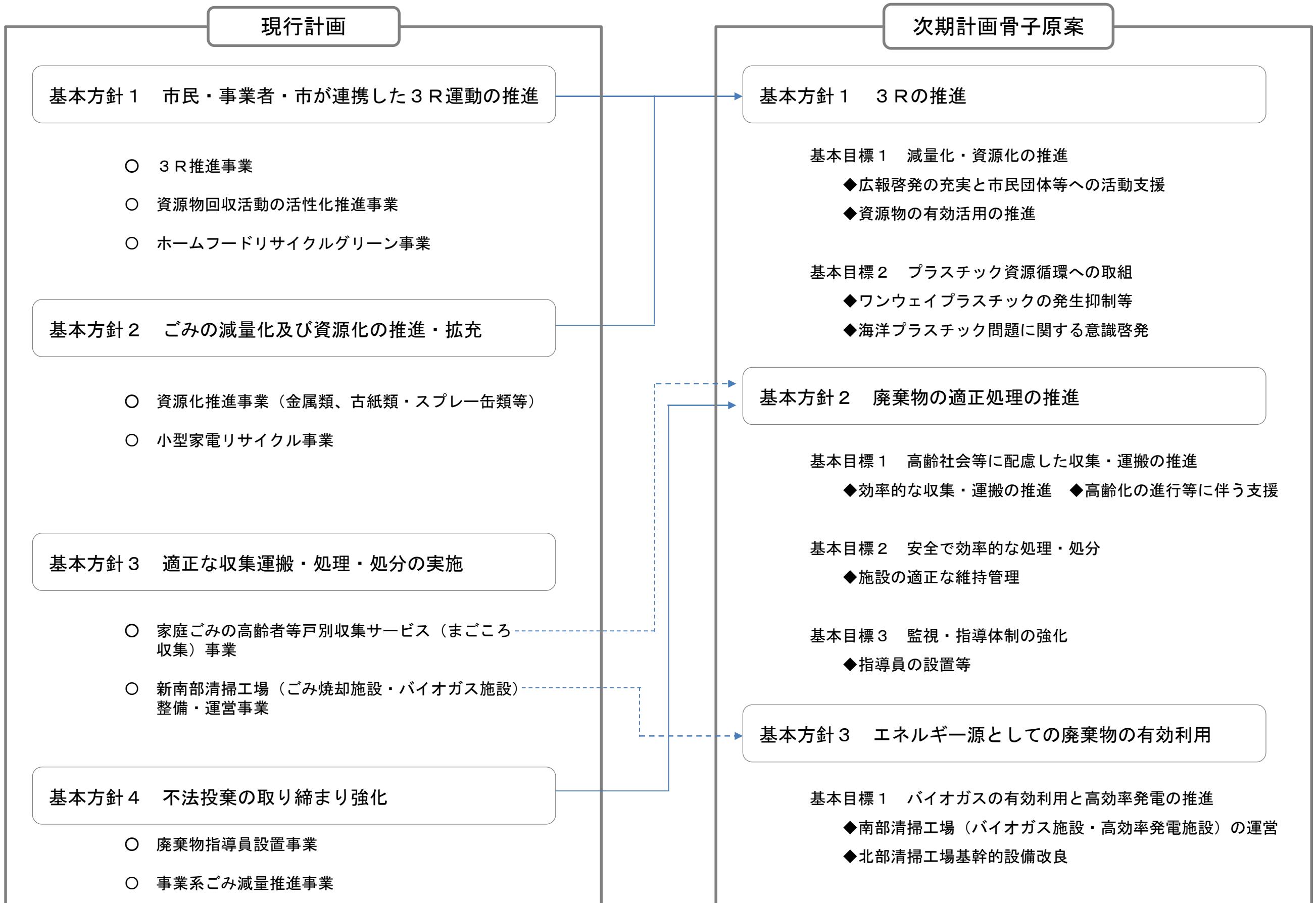
$$Z - X$$

## 5 現状と課題

- 家庭・事業系ごみの減少傾向の鈍化
  - ごみ排出量(家庭のごみ量及び事業系のごみ量)は、これまで各種施策の取組により減少傾向にあったが、依然として、もやせるごみに、古紙、プラスチック容器類の資源物の混入があるなど、近年は横ばいで推移しており、これに伴い、資源化率も横ばいである。
- プラスチック容器類等の消費量の増加
  - 飲料カップなどのプラスチック容器類等は、便利なライフスタイルへの移行とともに、消費量が増加している。また、不適切な処理による河川等への流出は、海の生態系に影響を及ぼす海洋プラスチック問題の要因となっている。
- ごみ出しが困難な高齢者等の増加
  - 高齢化の進行等により、家庭から排出されるごみ・資源物をごみステーションまで運ぶことが困難な方が増加することが見込まれる。

## 6 次期計画骨子原案の方向性

- 3Rの推進による資源の有効活用や市民・事業者への意識啓発を図るとともに、プラスチックの資源循環への取組みを進める。
- 高齢社会等に配慮した収集・運搬や安全で効率的な処理・処分等に取り組む。
- 清掃工場においては、エネルギー源としての廃棄物の有効利用や高効率発電の推進を図る。



(1) 家庭・事業系ごみの減少傾向の鈍化

ごみ排出量（家庭のごみ量及び事業系のごみ量）は、これまで各種施策の取組により減少傾向にあったが、依然として、もやせるごみに、古紙、プラスチック容器類の資源物の混入があるなど、近年は横ばいで推移しており、これに伴い、資源化率も横ばいである。

①ごみ排出量・資源化率の推移

(単位：t)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	26年比
	a	b	c	d	e	f	f - a
ごみ排出量【B+C】	A	223,795	223,335	216,799	214,001	211,394	▲ 11,100
(内訳)							
計画収集量(家庭系)	B	152,854	152,500	146,523	142,777	139,490	▲ 12,684
直接搬入量(主に事業系)	C	70,941	70,835	70,276	71,224	71,904	1,584
資源化量	D	36,268	34,977	33,524	33,783	34,715	▲ 2,496
資源化率 (%)	E	15.4%	15.0%	14.8%	15.0%	15.6%	15.2%

ごみの減量化・資源化に係る各種施策

- H27年 1月 使用済小型家電のボックス回収スタート
- 28年 4月 ダンボールコンポスト普及講座スタート
- 11月 ごみ分別アプリ「さんあーる」配信開始  
累計ダウンロード数 34,011回 (R2年10月末現在)
- 30年 1月 金属類の分別収集スタート
- 4月 もやせるごみ減量実践モニター (対象：小学生の親子)
- 12月 家庭のごみ・資源物の正しい出し方ガイドブック作成・配布
- R元年 7月 まごころ収集スタート
- 2年 6月 剪定枝の戸別収集スタート
- テレビCM、インターネット広告による啓発 (生ごみ減量・古紙の分別)
- H28～R元年度実績 ごみ分別説明会 1,364回 31,866人

②もやせるごみへの資源物の混入状況の推移

(家庭系ごみの組成調査結果から、市民1人1日あたりに換算) (単位：g)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	26年比
	a	b	c	d	e	f	f - a
もやせるごみ量	543	541	528	511	498	499	▲ 44
(内訳)							
適正排出							
生ごみ	224	174	226	172	188	169	▲ 55
草木類	118	114	74	103	91	136	18
その他	114	133	124	141	131	119	5
資源物							
古紙	52	47	67	53	50	45	▲ 7
プラスチック容器類	87	120	104	95	88	75	2
衣類	10	46	3	5	5	4	▲ 6
その他資源物	2	4	2	2	3	1	▲ 1
資源物の混入率	16.0%	22.2%	19.7%	18.6%	17.7%	15.0%	
資源物の混入量(推計)	20,253t	27,951t	23,875t	21,942t	19,946t	16,934t	

D 資源化量とは

- ①分別収集による資源化 (計画収集した古紙類など)
- ②中間処理による資源化 (粗大ごみから回収する鉄・アルミ等)
- ③資源物回収活動
- ④民間資源化 (南日本新聞社の自主回収量など)

E 資源化率とは

ごみ・資源物の総排出量に占める資源物の割合

$$\text{資源化率} = \frac{\text{D 資源化量}}{\text{A ごみ排出量} + \text{資源物回収活動回収量} + \text{民間資源化量}}$$

(2) プラスチック容器類等の消費量の増加

飲料カップなどのプラスチック容器類等は、便利なライフスタイルへの移行とともに、消費量が増加している。また、不適切な処理による河川等への流出は、海の生態系に影響を及ぼす海洋プラスチック問題の要因となっている。

① 海洋プラスチック問題 (概要) 環境省資料より抜粋

- 世界のプラスチックの生産量は1964年～2014年の50年で20倍以上に急増 (1,500万→3億1,100万t) 今後20年間でさらに倍増する見込み。
- 毎年少なくとも800万t分のプラスチックが海に流出。
- 海のプラスチックの量は、2050年までには魚の量を上回る計算 (重量ベース)
- プラスチックのリサイクルを促進し、海など自然界への流出を防ぐ対策の強化が急務

(国の動き)

プラスチック容器類とプラスチック製品を一括回収の方針案 (令和4年度以降) を示す。

(本市の考え方)

一括回収により、ごみの減量化・資源化が推進される一方、施設の改修なども懸念されることから、国の動向を注視する。

(参考) プラスチック容器類・ペットボトルの収集量の推移 (単位：t)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	26年比
	a	b	c	d	e	f	f - a
プラスチック容器類 (収集量)	3,063	3,284	3,460	3,427	3,584	3,890	827
ペットボトル (推計収集量)	2,038	2,202	2,220	2,207	2,358	2,496	459

(3) ごみ出しが困難な高齢者等の増加

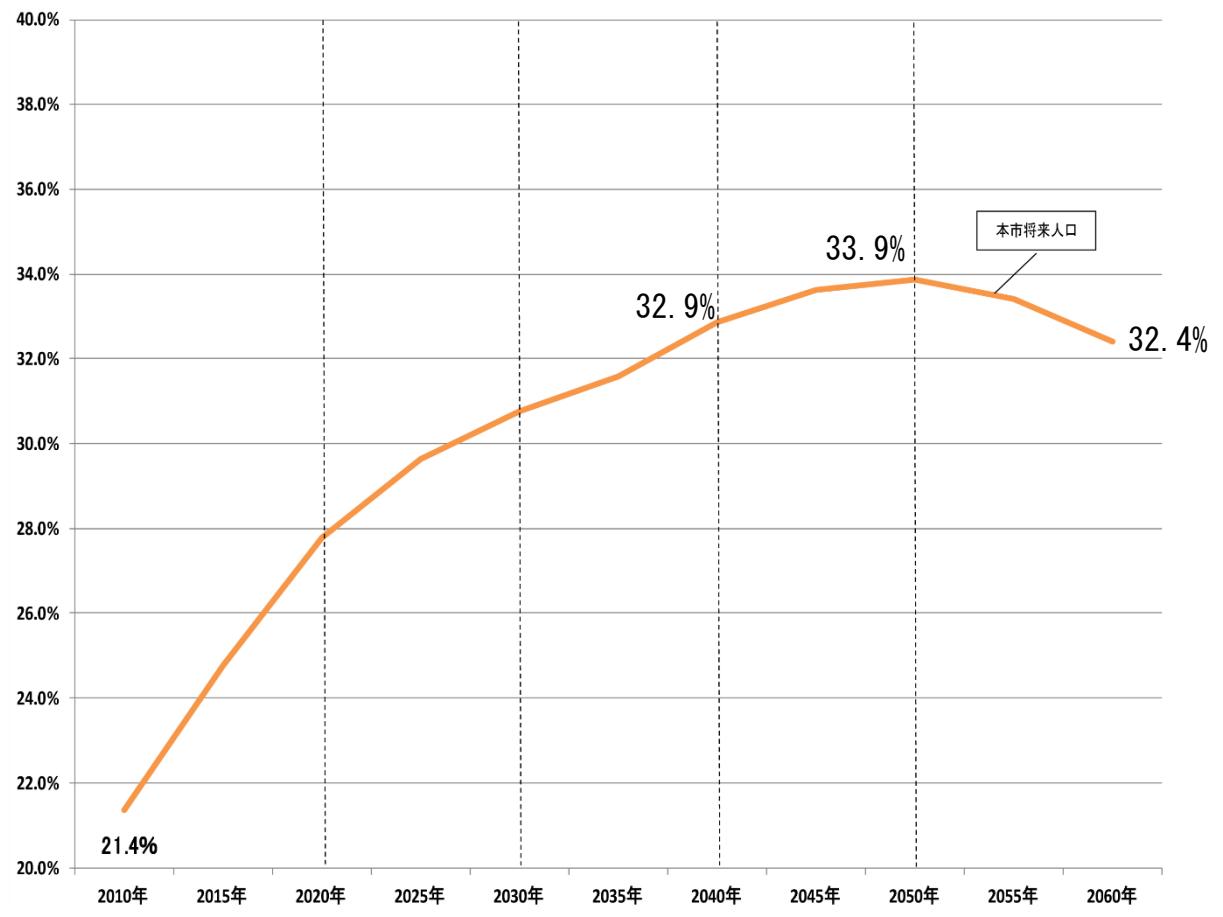
高齢化の進行等により、家庭から排出されるごみ・資源物をごみステーションまで運ぶことが困難な方が増加することが見込まれる。

①本市の高齢化率及び要介護認定者数

	平成27年 (2015年)	平成30年 (2018年)	令和2年 (2020年)
総人口	605,846人	599,814人	595,319人
65歳以上	127,446人	145,300人	159,917人
高齢化率	21.2%	24.8%	27.5%
要介護者数	21,247人	22,821人	23,351人
要支援者数	9,475人	10,697人	10,587人

(出典) 鹿児島市長寿支援課資料より抜粋

②高齢化率の推移の見込み



(出典) 鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略2020年改訂版



③家庭ごみの高齢者等戸別収集サービス (まごころ収集) 事業

- 事業概要**  
家庭から排出されるごみ・資源物を自らごみステーションに排出することが困難な高齢者及び障害者等を対象に、戸別収集を行う。
- 利用条件**  
介護保険法又は障害者総合支援法に基づく居宅サービスを利用しており、ごみ出しが困難な一人暮らしの者で、下記に該当する者

  - ① 要介護認定者 (要介護度1～5)
  - ② 障害者 (身体障害者1、2級、知的障害A判定、精神障害1級)

※ ①、②だけで構成される世帯も対象とする。
- 実施方法**  
現行体制 (計画収集) で実施
- 利用状況**

R元年度	211世帯	237人
2年度	305世帯	341人

**まごころ収集のイメージ**

**計画収集で戸別収集を実施するイメージ**

- 収集ルート近くの場合
- 収集ルートから遠い場合
- マンション・アパート ※管理組合等の承諾書があれば、玄関先で収集
- 収集ルート上の場合